

支部ニュース

2011年10月 No. 455

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0002 文京区小石川 2-3-28-201

郵便振替 00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 七生養護学校「ここから」裁判高裁でも勝訴!.....小林善亮
- 若い世代へのメッセージ
 - ※顧みて今.....渡辺正雄
 - ※その生きた時代の息吹が楽しく伝わってくる ~浜口武人先生へ.....須藤正樹
 - ※「私の弁護士活動を振り返って」(松本善明)を読んで.....長澤 彰
 - ※谷村先生へ、そして大塚先生へ.....三浦直子
- 国保なんでも電話相談会.....和泉貴士
- 『さようなら原発。平和・9条』—音楽と講演のつどい—のお誘い.....島田修一
- 15チームがエントリー 第23回大会ソフトボール大会
- 主観的事務所紹介 (代々木総合法律事務所).....林 治
- 代々木総合法律事務所.....鳥飼康二
- 福島被災者賠償弁護団・廃炉要求弁護団(何れも仮称)参加援助の特別会計開設について
- 幹事会報告
- 日誌



七生養護学校「ここから」裁判高裁でも勝訴！

三多摩法律事務所 小林 善亮

11年9月16日、東京高裁第2民事部（大橋寛明裁判長）で、一審に引き続き、七生養護学校での性教育に対する都議らの政治的不当介入を違法と認める判決が下されました。

1 事案の概要

事件の概要

事件は、日野市にある、都立七生養護学校（現七生特別支援学校。以下「七生養護」）で起こりました。

97年に七生養護の在校生同士に性的関係があったことが発覚し、この問題を受けて教員が試行錯誤を重ね、保護者や地域の理解を得ながら知的障がいを持つ児童に対する独自の性教育プログラムに全校を挙げて取り組みました。「こころとからだの学習」と名付けられたこの授業は全国的にも注目を集め、校長会主催の研修会で連続して取り上げられたり、同様の悩みを持つ他地域の養護学校からの研修も積極的に受け入れていました。

ところが、03年7月2日、に都議会で質問した土屋都議は、「こころとからだの学習」を「世間の常識とかけ離れた教育だ」と述べ、東京都教育委員会（「都教委」）に「毅然とした対処」を要求し、都教委は調査をすることも無く、「不適切」な教育であると即在に答弁しました。その2日後の7月4日、土屋都議、古賀都議、田代都議（当時）らが「視察」と称して東京都教育委員会（「都教委」）や産経新聞記者を同行して七生養護を訪れ、保健室で養護教諭2名に侮辱的な言動を行いました。翌日の産経新聞には「過激性教育」「まるでアダルトショップのよう」という七生養護の実態に反するセンセーショナルな記事が一方的に報道されたのです。7月7日、9日と都教委が七生養護に立ち入り調査を行い、多数の教員に厳重注意などの処分が行われました。そして保健室に保管されていた教材も都教委によって持ち去られ、現在も返されていません。

2 画期的な地裁判決

そもそも、性に関する正しい知識を持つことは誰にとっても必要です。とりわけ、人間関係の取り結び方に長けておらず、性的知識に乏しい障がい児は、時に性犯罪に巻き込まれる危険があります。さらに、知的障がい時は、肉親を含め周囲からの虐待を受けやすい面があります。七生養護は、様々な事情から家庭で養育困難とされた知的障がい児が生活する七生福祉園の併設校であり、虐待経験を持つ子が多数通っていました。虐待の経験を持つ子は、自己肯定感に乏しく「自分や周りの人を大切にする」ということを理解させるためにも、「生命」や自分の体について学ぶ性教育の授業は求められていました。

子どもの実態から出発し、試行錯誤を続けて築いてきた教育が壊されたことに対し、教員ばかりでなく、保護者や地域の人たちからもこれを批判する声が起こりました。05年5月、同学校の教員、保護者らが原告となり、都教委、都議ら、産経新聞社を被告に提訴しました。

10年3月、東京地裁は、原告勝訴の画期的な判決を下しました。

一審判決は、①都議らが保健室に立ち入り養護教諭に侮辱的言動をしたことについて、教育に政治介入をする「不当な支配」（旧教育基本法10条1項）であると認定し、②都教委に対しても、本来「不当な支配」から教育現場を保護する義務があるにもかかわらずこれを怠ったとして、それぞれ養護教諭に対する賠償を命じました。③嚴重注意処分について、性教育は創意工夫を重ねながら実践実例が蓄積され教授法が発展するのであるから、教員の創意工夫を萎縮させるような制裁的取扱は慎重にすべきとした上で、原告らが行っていた教育が学習指導要領に反していないことを詳細に認定し、嚴重注意処分も社会通念上著しく妥当性を欠き裁量権を濫用し違法であるとして、都教委に賠償を命じました。

この判決は、教育現場の創意工夫・自主性を尊重し、政治介入を断罪した判決としてわが国の教育裁判に画期的な一步を刻んだものといえます。

3 高裁で再び勝訴

地裁判決に対して、被告・原告双方が控訴しました。

本年9月16日、東京高裁は、この双方の控訴を棄却し、原告勝訴の一審判決を維持するとの判決を下しました。

前述の一審判決の①②③は全て高裁でも認定されました。これに加え、高裁では、都教委の権限について、「教員の創意工夫の余地を奪うような細目にまでわたる指示命令等を行なうことまでは許されない」と一定の歯止めをかけました。さらに、学習指導要領について、「その一言一句が拘束力即ち法規としての効力を有するということは困難」とし、「抽象的ないし多義的で様々なことなる解釈や多様な実践がいずれも成り立ち得るような部分、指導の例を挙げるにとどまる部分等は、・・・教育を実践する者の広い裁量に委ねられている」として、教育現場の自主性を重視する判断を下しました。

今回の判決は、いまだ教育委員会による学校現場への介入の余地を残しており、その意味で不十分さの残るものではありません。しかし、伝習館事件最高裁判決以来、学習指導要領の「法規性」が一人歩きしており、また教育委員会の教育介入が広く行なわれているなかで、教育の自主性を重視した判断を東京高裁が行なったことは、教育現場を大きな励ます前進といえます。

高裁判決に対して、東京都は上告受理申立、都議らは上告及び上告受理申立を行ないました。こちらもさらに教員の自主性を広く獲得するために上告及び上告受理申立を行ないました。

4 学校における教育の自主性の確立を

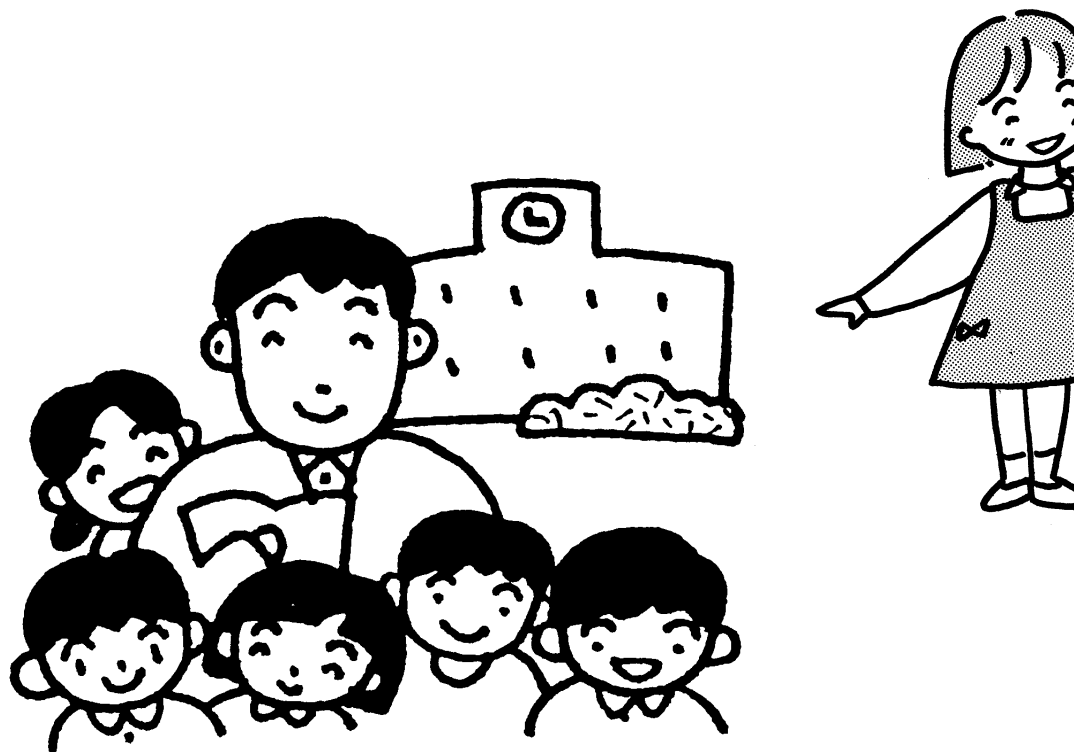
2003年におきた七生養護の教育にたいする政治介入事件は、七生養護にとどまらず、東京都全体の教育に影響を与えました。03年7月2日の土屋都議の質問は、七生養護に関するものだけでなく、日の丸・君が代の強制を求める内容も含まれていました。また、この事件をきっかけに、教員に週案や授業案を管理職に提出することが徹底されるなど、教員に対する管理が強められ、学校現場の教員からは、「管理職に提出する報告書類が多くなり、子どもと向き合う時間や授業研究の時間がなくなっている」との声があげられています。教員に対する管理強化は、教員を押さえつけ、行政に都合のいい教育を子どもに押し付けるところにねらいがあります。学習指導要領の「伝統と文化」の尊重との文言を口実に、「つくる会」系の教科書採択を進める動き

もこの一環と考えられます。

行政に都合のいい教育により、教育から批判的精神を奪い物言わぬ子どもを生み出す先には改憲への道があると言うべきです。

今回の高裁判決を踏まえ、学校現場での自主性を尊重する世論を高める必要があります。今後とも変わらぬご支援をお願いいたします。

以上



若い世代へのメッセージ

顧みて今

東京法律事務所 渡辺 正雄

団支部事務局から、「人権や民主主義のためにどう闘ってきたのか、生き方を若手弁護士に紹介したい。」との原稿依頼をいただきました。私は、団の善良な一員ではあるけれど、総会に殆ど出ていないし御無礼ばかり。しかも私は、20年前心筋梗塞に見舞われ、以来休み休みの動きでしたから、ご依頼には正直戸惑っています。

私は、1957年4月、その二年前に設立された現在の東京法律事務所（当時の黒田法律事務所）に偶然入所しました。所員は、4期の小島成一さんを中心に、一年先輩8期の尾山宏、平井直行、黒田寿男氏の4人と事務局2人の構成でした。その頃は、「60年安保」闘争、王子製紙や三井・三池闘争がたたかわれる前夜で、特に中小企業においては、組合結成とその潰し、刑事弾圧、立ち入り禁止仮処分など労働分野のたたかいが頻発していました。政治や経済に白痴で、その上労働法の知識もない27才の私は、とにかく「憲法」をかざして争議現場に入るところから課題に取り組みざるを得ませんでした。そのころ、団の主力部隊は、松川事件裁判闘争など冤罪・弾圧事件に総力をあげてたたかっていました。それは私達にとって諸闘争のお手本でもありました。

57年6月には、官公労弁護団を中心に総評弁護団（現日本労働弁護団）が結成されましたが、民間の私鉄、鉄鋼、金属、化学、金融、マスコミなど、そのなかでも中小企業分野の労働問題には特に困難が集中していました。私は争議現場に泊まりこんだり、裁判準備を現地や組合員の家でおこなうなど、組合員達から教えて貰いながら難行苦行の日々でした。裁判活動では当時マニュアルなんか無いし、私は敵側の練達な弁護士の書面作りや尋問方法などからも学ぶことが必要でした。

小島さんは、私といっしょに客員として内藤功さんを、10月には、合同法律事務所から松本善明さんを招いて事務所を強化しました。そして翌58年4月に上条貞夫さん、59年には坂本修、浜口、矢田部、今井の腕達者な面々4人が大増強され東京法律事務所の土台がつくられました。

その後、私は、労働弁護団（もと総評弁護団）の本部活動などに入っていきます。弁護団には多くの自由法曹団員の方々も加わっていただいていた。ちなみに、1977年総評弁護団編の「戦後労働争議と権利闘争・上下」、87年発行の「現代労働運動と争議闘争・二巻」（いずれも労働教育センター刊）には、多くの仲間が具体的に権利・裁判闘争の有様を書いています。これは今でも大変貴重な文献です。

私は程なく、自分でも不思議な気のする齢82才になります。身体は痛んで耄碌爺風に見えてきた様子ですが、でも心のかたちは24、5才のままです。私の郷里は、宮城県の南三陸町に隣接する登米地方だけに、3.11の大津波と原発の大災害に対しては、団の仲間たちが献身的で困難な活動を始めていることに心から感動しています。いま若くて力ある自分なら、私も郷里に

帰って何か役に立ちたいと考えたでしょう。

とくに今回の原発事故は、一体「事故」なんですか？「アクシデント」なんかではありませんねえ。それこそまさしく巨大【事件】ではありませんか。こんにち「脱原発」の実現は、日本社会のありようを根本から国民のために国民とともに変えていかなければならない大きな課題と一体のものかも知れません。皆さんのいっそうの御奮闘に期待しつつ、皆さんとご一緒している気持ちで、私も残余の日々を過ごしてまいりたいと思っています。皆さん、健康にはよくよく気を付けて一層のご奮闘を。

その生きた時代の息吹が楽しく伝わってくる

～浜口武人先生へ

代々木綜合法律事務所 須藤 正樹

事務所設立時からの所員である浜口弁護士が5月号のニュースに「闘いぬいた半世紀余」を書かれている。文書の終りの団規約改正の高野山総会が74年10月で、私は弁護士登録が75年だから、話の内容の共有体験はない。しかし浜口さんの話は、いつも生々しく情景的なので、その生きた時代の息吹が楽しく伝わってくる。45年敗戦時の発動機船の甲板で剣道具を肩にした軍国少年、占領政策転換の象徴であった47年2.1スト中止指令受け入れをNHKラジオ放送で胸を震わせて聞いた日、戦時中に配属将校を欺く苦心をしながら「自由と正義は母校の心」を唄って教師・生徒を軍隊に送ったり、特高警察の犠牲となった野呂栄太郎や戦没学生記念の「わだつみ像」制作者の本郷新などの卒業生を生んだ北海中学の伝統の回顧など、個人が一丁の銃ほどの価値もなかった時代に多感な少年時代を過ごしたことが、その後の骨太の生き方に繋がるのは、ある意味でうらやましい。

次の弁護士になる経緯の話では、中卒後はじめ金属、印刷労働者になるつもりでいたが、周囲の勧めで北大に進学し弁護士になったことが、常に労働者に対し仲間意識を持って接する姿勢につながるくんだり、弁護士にはそのような意識化を繰り返し努力することが大事なのだとわかる。北大でのGHQ教育顧問イールズへの抗議闘争などと結核治療のため白鳥事件の弾圧を回避できた経緯は、私も直に聞いたことがあり、村上国治氏逮捕前に自宅で寝ている浜口さんを警察がアライバイ調査に訪問してきたのを母親が追い返す話など楽しい。司法修習の収集地が札幌から千葉に変更されたのが、最高裁の表の説明である「病後の身体にはオゾンの多い千葉が良い」からではなく、札幌地裁への白鳥事件係属を理由とする検察からの異議である、と言うのも、権力の政治的体質は今も昔も変わらない、と笑える。

団員になった後の活動史は、はなばなし。上条弁護士が暴力団に閉じ込められた「主婦と生活社」争議、安保改定阻止闘争や三池争議、地域の各種中小争議を支える「東京平民共闘」結成、ハイタク、マスコミ、全国一般、金属・電機など当時は労働運動の主流ではなかった労働者の争議や「三菱樹脂本採用拒否事件」など守る会運動の発展への貢献など、弁護士は闘いの現場で鍛えられ成長することの典型的な体験のように見える。60年安保闘争時の「全学連羽田デモ弾圧事件」に対する弁護方針の定立と釈放をめざす全力弁護、これに対する背信と弁護団解散、裏で

の権力との癒着の真相は、今も参照されるべき弁護活動である。

締めくくりは上述の団の高野山総会で、50年総会以来の「圧迫された者の味方になる」路線を確認しつつ、情勢の変化に対応して、「ひろく人民と団結して」闘うことを明確にした規約改正が行われた経緯の解明は、今また脱原発など大衆運動が大いに盛り上がる中で、学ぶべき教訓である。規約改正提案は、『団がこれらの闘いを通じてまもってきた人権とは、ほかならぬ勤労大衆の権利であった・・・いつも同じ苦しみをうけている広汎な人民大衆と固く団結し、人民大衆とともに闘うという方針を堅持してきました・・・このような闘い方によってのみ、犠牲者の無罪をかちとり・・・運動を弾圧から防衛することができることを確証しました』（提案趣旨）という団の歴史を振り返って提起され、それは浜口さんを含む多くの先輩の体験でもあったのである。

「私の弁護士活動を振り返って」（松本善明）を読んで

代々木総合法律事務所 長澤 彰

松本善明さんが、東京支部ニュース（9月号）に、「私の弁護士活動を振り返って」を掲載している。善明さんは、衆議院議員活動前の弁護士活動を中心に述べているので、私は、善明さん衆議院議員引退後の活動について述べてみたい。

善明さんが、35歳で、日本共産党衆議院候補者となって、松本善明法律事務所を設立し（1962年）、来年で事務所設立50周年（1972年に代々木総合法律事務所に名称変更）を迎える。善明さんは、2002年、衆議院議員を11期務めあげ、議員引退したが、その後は、講演活動、執筆活動、ちひろ美術館の活動、弁護士活動などに精力的に取り組んでいる。

最近の講演活動では、三鷹事件の竹内景助氏の再審活動について（9月）第4回伊勢崎・多喜祭（奪還80周年の記念集会 9月）などを行っている。ちひろ美術館の活動として、ベトナムのちひろ美術展の視察にも行かれた。

ここでは「私の弁護士活動」がテーマであり、議員引退後の善明さんの弁護士活動に触れてみる。善明さんは、事務所の会議にはほとんど出席し、事務所運営についても意見を述べている。弁護士としての活動も旺盛に取り組んでいる。引退後、すぐに「善明なんでも相談」を定期的で開催し、弁護士が関与する必要があるときには、事務所内の弁護士に事件を紹介した。私も、5～6件事件を紹介されたが、首尾よく解決できて、依頼者に喜ばれた。最近、善明さんの居住するホームで法律相談活動を行う計画を進めている。

善明さんは、困難な民事事件にも取り組み成果を上げている。山砂採取会社の会社経営者が、産業廃棄物業者に会社と山の土地所有権を奪われた。土地と会社を奪われた元会社経営者とその家族は、最後に共産党に応援を求め、善明さんと事務所の弁護士による弁護団が結成された。弁護団は、土地の返還訴訟の1審敗訴の後、受任し、控訴審で逆転完全勝利判決を得、最高裁で判決が確定し、山の明け渡し強制執行をして、山を取り戻した。

私が、善明さんと一緒に担当した事件に、フジテレビに対する名誉棄損請求事件がある。フジテレビは、2003年9月、北朝鮮拉致問題を追求した日本共産党の元議員秘書（H秘書）の活躍を中心に、「H元秘書は共産党を除名されながらも家族会結成に奔走した。その人間的苦悩を

描く」というテーマで『北朝鮮拉致“25年目の真実”』を放送した。視聴率も高く、放送終了後、日本共産党に「除名は不当だ」「共産党は非人間的組織だ」というクレームが殺到したことから、日本共産党が、名誉棄損訴訟を提起した。善明さんは、訴訟提起の準備段階から参加され、終了まで貴重な意見をいただいた。控訴審までたたかったが、東京高裁判決は、H秘書除名に関する放送は、「『H秘書が拉致問題に取り組んだことを理由に党から除名された』かのような描写として受け取れる面がないとはいえない」と認定し、視聴者に誤解を生じさせる可能性のある場面が多々あることを認めた。

私が、事務所に入所したとき、先輩弁護士から、「善明さんの3つの教訓」を教えてもらった。①弁論は10分前に法廷に行って1番を取れ、②預かり金に手を出すな、③期限を守れ、である。①は相手方弁護士に常に優位に立て、②は常に誘惑があるので戒めよ、③は控訴期限、上告期限、上告趣意書提出期限、消滅時効期限などあらゆる期限を守ることは大前提である、という教えである。当たり前のことだが、日々、自らをいましめて弁護士活動に励むことの大切さを教えている。

最後に、善明さんは、「新時代」というブログを公開している。毎日更新し、社会の動きをどのようにとらえるか、示唆に富むことが多い。「松本善明 ブログ」で「新時代」はヒットする。一読を勧める。

谷村先生へ、そして大塚先生へ

東京合同法律事務所 三浦 直子

支部ニュースでは、大先輩弁護士からの「若手弁護士へのメッセージ」&これを受けた若手からの返信という連続企画を実施している。事務局の1人として、なかなか好評な企画ではないかと思っている。このたび、8月号に掲載された谷村正太郎団員の「弁護士の仕事」と題する「若手弁護士へのメッセージ」への返信のメッセージを書かせて頂くことになった。先日、日本民主法律家協会創立50周年記念「法と民主主義」特別号でも、先達からの「次世代へのメッセージ」と若手からの返信「時空を越えた書簡集」なる同趣旨の企画があり、ここでは上条貞夫団員からのメッセージに返信させて頂いた。両方とも返信を書かせて頂く若手としては、先輩からのメッセージをきちんと受け止められるか、とても緊張し、また何か照れくさい反面、敬愛する先輩と一歩親しくなれたような、とても嬉しい気持ちである。

今回、谷村団員が、「若手弁護士へのメッセージ」でお書きになっている「白鳥事件の集会で事件の解説をした際に立ち往生してしまった」というお話は、実は、以前、谷村団員に伺い、私が宝物のひとつとして持っているお話である。2008年1月、前年9月に弁護士登録をして4ヶ月、私は、布川事件の守る会の新年会で、当時、東京高裁で再審請求抗告審に係属していた布川事件の裁判の状況について、弁護団として解説を担当することになった。守る会に弁護団員としてデビューだということで、谷村団員のロッカーいっぱい記録を借りて、自分なりに勉強し、守る会の学習会で話す先輩弁護士の話聞いて準備をしていた。いよいよその日が近づいたある日、谷村団員が、話して下さった。「昔、弁護士になりたてのころ、白鳥事件の集会で話をするように言われ、僕も、今のあなたのように張り切って準備したんですよ。渡された資料はすべて

読んで、よし完璧だ、と思って、壇上に上がって話を始めたんですよ。そしたら、会場内から『違う、違う』と大きな声で遮られて、ええって頭が真っ白になって、しばらく立ち往生してしまっただけですよ。今回、あなたも、同じ目に遭うかもしれませんよ。」と。ええっ、そんな、と驚く私に、谷村団員は、さらに「何しろ、守る会の人達は20年、30年、この事件に取り組んでいるわけだから、生半可なことでは太刀打ちできないですよ。」と追い打ちをかけ、絶句している私に、こう語ってくださった。「だから、あまり気負わないで。間違っても弁護士だなどと奢らないで。皆あなたより大先輩なのだから、胸を借りる気持ちで話せば大丈夫。ヤジが飛んできたときは、『勉強しておきます』とか何とか言って、上手く切り抜ければ大丈夫ですから。」と。私は、それこそ頭が真っ白になり、暫く何も言えなかったように思う。このときの感動と感謝は、一生、忘れないと思う。

そして、新年会の日。幸い、私が話す間、会場からヤジは出ずに、無事に終わったが、終わって壇を降りるとほぼ同時に、会場で、それは心配そうにご覧になっていた、当時、布川弁護団の事務局長だった山本裕夫団員が、すかさずそばにいらして下さり、こう話された。「わかりやすくよかった。ただ、2点、勘違いして覚えていない?」。確かに、1点、理解があやふやだった。見事にご指摘を頂いた。ただ、もう1点は、きちんと理解しているはずだ。山本団員は、私の弁解を聞いて、「理解しているのはわかった。ただ、あの説明だと、会場で聞く人が、誤解してしまうかもしれないから、こう話したほうがいいのかも。」と、アドヴァイスを下さった。谷村団員のお話とセットで思い出し、いつも感謝の気持ちでいっぱいになる。限りなく深くあたたかく、こうありたいと願う先輩の姿である。

谷村団員が「当時の先輩は皆、記録を読むことに厳しかった」とお書きになっているように、谷村団員でさえも、「厳しい」と思う先輩のもと、精進されてきたということは、弁護士登録5年目に入った私にとって、大いに励みになる。谷村団員が、故上田誠吉団員が、事務所にいらっしゃると、いつも、さらに背筋を伸ばされ、ぴしっとされたのを思い出す。そうした「厳しい先輩」方の教えを引き継ぎ、谷村団員は「弁護士の仕事は、記録を読み、考え、調査し、証人を尋問し、そしてまた、記録を読み、考え、書くことだ。」と、そして、「弁護士が良い仕事をするのに、必要なのは、責任感と情熱そして地道な作業である。」とお書きになっている。以前、谷村団員から、「記録を読んでいるときと、尋問、特に反対尋問を考えているときが、一番楽しい。」と伺ったことがある。今、私は、谷村団員のおっしゃる「厳しさ」も「楽しさ」も、そして、「責任」ということも、正直、やっとなし、わかりかけてきたように思う。本当に、まだまだ悩みながら突進していく日々が続くと思う。やはり、谷村団員には、今後も、そばで共に歩みながら、時にはさらなる大先輩のお話を伺い、語り、まだまだ多くのことを教えて頂きたいと願っている。

最後に、この間、谷村団員が先輩としてあげている大塚一男団員が亡くなられた。大塚一男団員と引き合わせて下さったのも谷村団員である。修習前、東京合同で青法協のプレ研修を受けていた私は、谷村団員のお誘いで、数人の同期とともに、日弁連の再審弁護団会議に参加させて頂いた。そのとき参加されていた大塚一男団員に、谷村団員が紹介して下さったのである。再審弁護団会議の後、大塚団員からお手紙を頂戴した。ご自分のことを少しお話され、いつ弁護士になるのか、しっかり頑張ってください、と、記載されていた。

大先輩からの励ましが本当に嬉しく、私はすぐに返事を書き、その手紙を大切にしていた。その

後、弁護士になり、2008年団総会が福島であったとき、団総会に先立ち、共産党本部で行われた、大塚団員の松川事件について語る会に出席して、お話をさせて頂く機会があった。その際、「先生から頂いたお手紙を大切にしていました。」と申し上げると、大塚団員は、「はて、手紙。僕、君に手紙なんか書いたっけ。」すっかり忘れられていた。丁度、そのお手紙を持って差し出すと、大塚団員はお読みになり、「おお、まさしく僕が書いたものだ。そうだ。そうだ。思い出した。確か、返事を貰ったね。」と、思い出してくださった。その後、弁護士会館等でお会いするたび、いろいろとお話させて頂いたが、必ず最後に「手紙のこと、覚えているからね。」と仰ってくださった。大きな愛情を示して下さいました大先輩のことを心に刻み、感謝を持って精進していきたいと思う。

以上

国保なんでも電話相談会

八王子合同法律事務所 和泉 貴士

2011.9.18, 国保なんでも電話相談会が開催されました。

主催は「国保なんでも相談会実行委員会」、参加団体は、自由法曹団東京支部、東京社会保障推進協議会、東京民医連、東京土建、東商連、都生連、東京自治労連、東京地評。参加相談員の人数は34名でした。団東京支部からは当日の電話相談に、横山団員、中川団員、田所団員、河村団員、私が参加しました。

弁護士が債務整理・破産の相談を受ける場合に、国保料の滞納を発見をすることも珍しくありません。しかし、国保料の算定・徴収システム自体非常に複雑であり、減免の要件（リストラを理由とする減免制度も存在する。）、差押えや換価処分に対する対抗手段を具体的にアドバイスする事は多くはなかったようにも思います。

2011年4月から東京23区では所得割計算方式が「住民税方式」から「旧ただし書き方式」に変更された。この計算方式の変更は半数近い世帯での保険料増額を生じさせ、各世帯に国保料決定通知が届いた直後には5万件を超える問い合わせと苦情が行政に殺到しました。東京社保協が行ったアンケートでは、特に、多人数世帯の保険料増額が深刻化している事が判明しました。このように多くの問題をはらむ国保ですが、マスコミの取り上げ方が小さかったせいか、110番での相談件数は5件と若干寂しい結果に終わりました。大阪ではマスコミが大きく取り上げ、既に2回目の110番を成功させています。マスコミの対応を見ても、大阪と比べて東京は国保に対する関心が低く、その影で重い国保料の負担に声を上げられないまま耐え続けている人がいます。まず、無関心の壁を乗り越えることこそが東京の課題であるように感じました。課題はまだまだ多いですが、これからも活動を続けて行きたいと思います。

『さようなら原発。平和・9条』

—音楽と講演のつどい—のお誘い

旬報法律事務所 島田 修一

九条の会東京連絡会は、左記のつどいを開催することとしました。

記

日 時 12月14日午後6時45分（開演）

場 所 なかのZERO・大ホール（1300名）

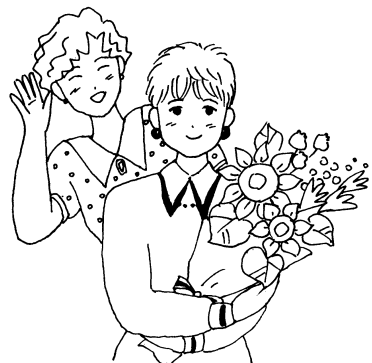
出 演 新垣勉「いのちを歌う」、小森陽一「明日を語る」、福島県九条の会の訴え

入場券 2000円（大学生以下1000円）、手話あり

東京の地域・職場・学園にある九条の会の「ネットワークを作り、交流・協力しあって運動を前進させよう」を目標に08年10月発足した九条の会東京連絡会は、都内各地の九条の会と交流会・学習会を毎月行い、昨年11月には『東京・9条まつり』を3000人の参加で成功させるなど、9条改憲反対の強い基盤を、また「25条をいかせ」「貧困なくせ」の声を結集して憲法が生きいきとする社会へ向けたうねりを、首都東京において作り上げる活動を行ってきました。

しかし今、3月11日東日本大震災・福島原発事故により、被災者の生きる権利、幸せを求める権利が大きく侵害され、救済と復興をどう進めていくか、がこの国の最大の課題となっています。同時に、誰もが被災者救援・原発事故救済に集中しているそのどさくさに紛れて改憲の動きが活発化するなど、「復興」の陰で見過ごすことができない動きも進んでいます。この動きにどう対抗していくか。しかし、9月19日「脱原発」集会に6万人も駆けつけるなど、巨大な人災を痛感した国民は、安全で、人間らしく生き、一人ひとりが幸福を追求していくことのできる社会の実現を求め、新しい連帯の動きが広がっています。こうした中で前記のつどいを企画し、「9条まもれ」「憲法を生かせ」「平和のうちに生存する権利を生かせ」「核兵器ゼロ、原発ゼロ」を合言葉に集会を成功させるべく準備を進めています。

当日は、テノール歌手新垣勉さん「いのちを歌う」（60分）、小森陽一さん「3・11後、憲法がいきづく日本へ」（50分）、真木實彦さん（福島県九条の会事務局長、福島大学名誉教授）「課題と訴え」（15分）を柱にしています。皆さんの参加をよろしくお願ひします。当日のチラシは次号で案内させていただきます。



15チームがエントリー

第23回大会ソフトボール大会

第23回大会ソフトボール大会が10月28日におこなわれます。参加出場チームは15チームになりました。これは、支部ソフトボール史上最多の参加数です。今年のルールの特徴は、女性の参加が多いと有利なこと、もう一つは、決勝・順位リーグ選の同点の場合、サドンデスルールを適用したことです。だれもが気軽に楽しみながらも、緊張感あふれる試合が期待できます。

もちろん、ソフトボールのあとは、懇親会があります。スポーツの秋、日頃のストレスを思い切り発散し、親睦を深めましょう。見学、ひやかしてもかまいません、また、懇親会の身のご参加も歓迎です。振るってご参加下さい。

試合数が多いので、スムーズな運営のために専任の「審判団」を募集しています。こちらもよろしくお願ひします。

予選リーグ対戦表

予選 1組	①日本労働弁護団 ②東京法律事務所 ③南部・五反田事務所
予選 2組	①ヒノキミ All Staras ②城北 ③旬報ロイヤーズ2011 ④ヤコブ大気
予選 3組	①東京東部法律事務所 ②北千住・台東 ③Yoyogi Phoenix ④渋谷共同法律事務所
予選 4組	①三多摩連合 ②ウェール・みどり共同 ③TGS48 (東京合同) ④立川ひめゴンズ



主観的事務所紹介

代々木総合法律事務所 林 治

1 はじめに

今回は、代々木総合法律事務所の紹介をします。かなり主観的な評価が入りますので、「これって違うじゃん」って思う事務所の人もあるかもしれませんが、その点をご容赦ください。

2 事務所の歴史

代々木総合法律事務所の歴史は古く、1962年5月に開所し（当時の名称は「松本善明法律事務所」でした）、来年50周年を迎えます。50周年記念イベントを現在準備中です。事務所に在籍している弁護士は現在23人で、事務局は15人です。2012年から新64期の弁護士が一人入所予定です。

これまでに、事務所がかかわった事件は数多くあります。憲法判例で有名な「三菱樹脂事件」も担当しました。このことは、僕は事務所に入所するまで知りませんでした。事務所の人たちはすごいことをやっても、それをあまり修習生などにアピールしません。ちょっともったいないです。ただ単に宣伝が下手ということもありますが、おいしい店ほど宣伝をしないということと一緒なのでしょう（多分）。電車の吊り広告などは、地球消滅まですることはないと思われま

す。その他にも多くの事件にかかわっていますが、多くあり過ぎて紹介しきれないので、割愛します。

そんな控えめな事務所です。まさに日本の謙譲の美德を体現している事務所です。

3 事務所の周辺紹介

事務所はその名のとおり、代々木にあります。渋谷区ですが新宿駅に近いです。

山手線の新宿と原宿にはさまれてますが、駅を降りた雰囲気はどちらの駅とも似ていません。独特です。高い建物はほとんど建ってません。

住んでいる人は富裕層が多いようで、ポルシェ・カイエンとか、フェラーリ・360モデナとか、ケンターハイム・スーパーセブンなど雑誌でしか見た時がない高級なクルマが路上によく止まっています。ただ、こういった富裕層は事務所には来ません。少なくとも僕のお客さんにはいません。

事務所周辺は、昔ながらの街並みが残っており、一方通行の狭い道や突然階段になってしまうような道もあります。

散歩をしてみるのも楽しい。地井武男の「ちい散歩」で取り上げてほしい街です。どなたか機会があったら地井武男の教えてあげてください。

4 事務所の建物

事務所は自社ビルの4階建です。よく事務所に来た人から「お洒落なビルですね」と言われま

す。確かに、デザインはなかなかだと思いますが、お洒落すぎて機能美が損なわれているのではないと感じます。

執務室のフロアが別れていて、違うフロアの弁護士や事務局同士の様子がわかりませんし、コピー機やFAX機もフロアごとに必要になり不経済です。ノンエコです。

事務所では「あこがれのワンフロア」などと言って、ワンフロアへの事務所移転の話なども出ているのですが、大所帯なのでなかなか難しいです。

事務所ではどこのフロアも机を並べて島を作っている配置になっています。「職員室形式」です。パーテーションはありません。だから、隣の席の人が僕の消しゴムを使っていることもあります。

5 事務所の日常

先述のとおり、フロアが別れているので現在僕のいるフロアのことをここでは書きます。

一言でいえば、「サラリーマンNEO」の職場のような感じ（「サラリーマンNEO」を知らない人はごめんなさい）。みんなから監視されているようなことはなく、自分のペースで仕事をしています。

そんなにピリピリと張り詰めた雰囲気の仕事をしているわけではなく、「これってどう思う」とか「これって何だっけ」などつぶやくと、近くの席の人から「こうなんじゃないの」とか「それならこの前やったよ」とか教えてくれます。

とはいっても、どの弁護士、事務局の方も「やるときはやる」。夜遅くまで残って仕事することも、休日も一日中起案していることは日常的です。

あまり事務所一丸となって何かに取り組むというより、連邦共和国のような緩やかな連合体で構成しているという感じの事務所です。

そのため、基本的には弁護士が好きなことをやらせてくれます。僕はあちこちに顔を出し過ぎているので、少しセーブした方がいいのではないかと心配されることもありますが事務所から拘束されることはありません。

僕が、この事務所を選んだのは「この事務所なら懐が深そうだから、僕でも受け入れてもらえる」と思ったことが大きな理由でした。僕が入所の時に思ったことは、間違っていないでした。

改めて事務所のことを振り返ると、事務所って面白いところだなんて思います。全然違う仕事している人たちが、同じ場所に集まって仕事をして事務所を支えているっていうのは不思議です。

その中でも平和と人権、民主主義を守り発展させるという大きな一つの柱があることが事務所をまとめている力になっているのだと思います。かなり強引なまとめで、僕の事務所紹介を終わります。

以上

新人紹介

代々木総合法律事務所 鳥飼 康二

この度、自由法曹団東京支部のメンバーに加えていただくことになりました、代々木総合法律事務所の鳥飼康二です。

(1) 経歴

私は、理系大学院を卒業後、たばこメーカーで研究員として勤務し、その後、法科大学院へ進学しました。会社員時代は、労働組合活動として、代々木公園でのメーデーや、沖縄での平和・基地撤廃を訴える行進などに参加していました。

(2) 弁護士を目指したきっかけ

会社員生活は充実してはいたものの、漠然とした不安がありました。それは、①大きな企業では、スペシャリストよりもゼネラリストが重宝される傾向にあるが、自分はスペシャリストとしてキャリアを形成したい、②大きな組織の中では、仕事の成果がどのように世の中の役に立つのか見えにくい、もっと目に見える形で世の中の役に立ちたい、という思いがありました。

また、会社員当時は、製造や研究の現場に、派遣社員が数多く配置され始めたときでした。そのような中で、正社員と非正社員との間におけるある種の身分制度のようなものに対し、違和感や疑問を覚えていました。

このような不安、疑問を抱いていたことを契機に、専門職としてより直接的に人の役に立てる職業である弁護士を目指そうと考えました。そして、法律知識ゼロの状態から、法科大学院進学を決め、会社を退職しました（今振り返ると、かなり大胆な決断でした）。

(3) 自由法曹団とのかかわり

司法試験合格の前後、自由法曹団系列の事務所へ出入りさせていただき、自由法曹団の活動へいくつか参加させていただきました。

具体的には、団本部事務所で開催された比例定数削減問題の会議、日比谷野音で開催された派遣法抜本改正のデモなどの行事に参加しました。また、東京支部で実施されている駅前無料法律相談にも参加し、錦糸町駅前、蒲田駅前、赤羽駅前でティッシュやチラシを配りました。さらに、秋のソフトボール大会に代々木フェニックスの一員として参加しました。

これらの機会を通じて、多くの先生方とお話しをさせていただき、自分も早く自由法曹団の一員になって活躍したいという気持ちを強く抱きました。

(4) これから取り組みたいこと

喫緊の課題として、東日本大震災への対応、原発災害への対応に取り組みたいと考えています。

特に、原発災害では、電力会社のみならず、政界、財界、官僚、マスコミ、学界などの権力組織において、私利私欲や保身のための不穏当な動きが見受けられます。既に多くの団員の先輩方がこの問題に対し精力的に取り組んでいらっしゃいますので、私も微力ながら、補償問題、健康被害、原発再稼働阻止などの問題に取り組みたいと考えています。

(5) 私生活

特に派手な趣味はないのですが、休日は、家族と食事や買い物へ出かけることが多いです。最

近は、健康（体重）維持を兼ねて、近所の公園や川沿いを毎週10キロくらい走っています。また、知らない街をぶらりと散策するのが好きなので、各種の事件や活動で、全国の街へ行けることを楽しみにしています。

（6）抱負

震災後の社会全体は混沌としており、また、司法の世界も、制度改革の過渡期で混沌としています。このようなときは、浮足立つことなく、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という弁護士に課せられた原則に沿って、一步ずつ成長できるよう心がけていきたいと思います。

自由法曹団員の先輩方のご指導ご鞭撻をどうぞよろしくお願い申し上げます。

福島被災者賠償弁護士団・廃炉要求弁護士団（何れも仮称）参加援助の特別会計開設について

以下にありますように、9月の幹事会で、福島被災者賠償弁護士団・廃炉要求弁護士団（いずれも仮称）の活動への参加について、団支部で特別会計を開設することとしました。当面、300万円の予算で、弁護士団会議や弁護士団活動（事実聴取等）に対して、交通費・宿泊費の限度で支部が一時的に費用を立て替えることしたいと思います。もちろん立替なので、勝訴した暁にはご返還いただきます。福島の被災者の事情等考慮して、低額の着手金（といえるかどうか）で受任せざるを得ない状態ですから、当初の実費も持ち出しになることはいたしかたないのですが、若手や個人事務所など、参加したいが経済的に厳しいという団員等に実費を援助する制度です。

細かい要綱はこれから詰めますが、10月1日以降の実費について援助する予定です。領収書や参加した時の資料などはきちんと確保しておいてください。請求用紙なども作って10月中には整備して請求いただけるようにしたいと思います。基本的には団員対象ですが、修習生やロースクール生も一定補助しようと思います（あまり大量だと会計が破綻しますのでお手柔らかに）。



支部幹事会議事録

出席者 10名

サマーセミナーの感想

松井：とてもよかった。勉強になった。特に、吉井さんの話は圧巻だった。

9. 19集会・原発被害救済について

K1：人がとにかく多い。何を話しているのか聞こえないくらいだった。集会が終わってもなかなかデモが出発しなかった

S：6万人ではすまないと思う。垣根を越えて、いろんな人が来ている。母親の参加が多かった。すばらしい集会だったと思う。

K2：いろんな人がいろんな思いで集まっていると思う。最後の福島の話が良かったと聞いた。

Y：福島での弁護団結成は、まだ準備の段階

遊漁、祭りの催事関係、釣り船関係の人のように、細かい被害が出ている。中間指針で出ていない。そこで、完全賠償請求を追求して弁護団を結成する方向で準備を進めている。また、廃炉を目指す弁護団を追及していく。政治動向をにらみつつ準備する。

福島の人たちはお金がない。支えるのに、弁護士が東京から出て、駆けつける。交通費、宿代については、東京支部が貸し付けることを提案したい。貸し付けるということは、勝訴したら当然に償還してもらう。もっとも、事務所によって、出してくれるという事務所は事務所に任せる。団員ではなくても、団による先行投資という意味で、貸し付けOKかどうか。特別会計としてとりあえず300万円用意する。先述の弁護団は依頼者からは着手金として1万円をもらう。解決するまではもらわない。勝ったところは、1割払うという方向で進める予定。

東京支部がこのような特別会計を組むことについて、団支部には1300万円の繰越があるよだから、その範囲内であればOKだということで幹事会としては了解。

F：特別会計を設置するという規則を作ったほうがよい。

Y：了解

90周年について

K2：追悼文を集めている。暮らしの法律相談ハンドブックも着々と進めている。

リレートークで、この10年間の出来事について語り合う。その前に映像（いろんな分野の人をそれぞれ120秒くらいでつなげたものを編集）を流すことで、振り返る。

レセプションについては志位さん、福島さん、東海林さん、渡辺さんなど。

人集めが必要。10年前は弁護士と事務局あわせて200人少し。できれば今年は250人欲しいと思う。支部へのお願いは2つ。1つはチラシについて打ち合わせに来た人に配って欲しい（団外）。2つは、250の目標のためにがんばって欲しい（団内。全体では650名を目指している）。

Y：参考として69集会は300。各事務所ごとに割り振りをする。

K2：総会資料の作成と袋詰め（10月20日）と受付（21日）。22日の朝の袋詰め。

これは各事務所の事務局にお手伝いをお願いしたい。本部から連絡する。

教科書問題

M：東京の大田はまさかという事態であったが、杉並区ではよかったので、とても悪い状況というわけでもない。東京支部にはいろいろ協力してもらったのでありがたかった。まさかと思われていた場所で採択されたのであれば、どうしてなのか、危ないと思われていた場所で不採択であればどうなのかということは検証が大事。

Y：大田では教育委員の一人がつくる会系と密接な関係があったようだ。作る会から講師を呼んでいたりとかしていたという報告を聞いた。一方杉並は区長が変わったことが大きいと思う。教育長の任命権は区長にある。前回賛成した教育長が「昔から反対だった」言ったそうだ。

M：教育指導要綱が一新したため、どんなものが出てくるのかまったくわからなかった。

Y：渋谷区を見ても、これまで大丈夫だったんだから今回も大丈夫じゃないですかという空気。このままでは、4年後に足元を救われる可能性はある。足元を固める必要。

K1：武蔵村山市は、教育長が悪い。教育長に引っ張られた感じがある。

Y：経験交流をしたほうがよい。今のままでは、4年後危ない。

M：本部から広報をする。

S：横浜は外国人が多いから大丈夫だろうとかいうのがあって、そこまでいかないだろうという甘い考えがあったのではないか。

M：横浜は、自由社はだめだという運動はうまくいったが、育鵬社を止められなかった。自由社は相手にならないので、育鵬社を相手にすればよいことを考えると、4年後は、やりやすいことはある。市民の間にも「つくる会」教科書を選択してもいいじゃないかという空気がある。団員にも、警鐘を鳴らすことが必要。

街頭宣伝

10月11日16時～18時 四谷

11月25日16時～18時 浅草。その後は、どぜうなべ。

12月15日16時～18時 後樂園

国保110番相談

K3：午前中5件、午後0件。したがって、5件くらいしかなかった。

Y：テレビの報道もなく宣伝が浸透しなかったので少ないのは仕方がない。今後の蓄積に期待したい。諸組織とつながりができたのでよかった。

支部ニュース10月号

七尾擁護学校勝利判決の記事を書いてもらうよう依頼した。

10月4日に発送。

今後の予定

- 12月21日14時～17時 幹事会
- 12月21日17時～18時半 新人弁護士に対する 若手弁護士による勉強会
- 2月24日～25日 支部総会。場所は熱海

その他

S：日の丸君が代について口頭弁論を開く。憲法判断はしないだろうが、一定の歯止めをかける役に立つのではないか。また大阪の橋下府政に対する警鐘。これをどう判断するか。

Y：最高裁の判断が出てからでもよいのではないか。

支部総会での学習会について、現状での福島原発の状況を総括する

日誌 9月8日～10月7日

- 9月 9日 共同センター9の日街宣（新宿西口）
- 10日 9.19集会街宣（マリオン前）
- 11～12日 本部女性部総会
- 12日 団比例定数削減阻止対策会議／団憲法改悪阻止対策会議
- 15日 憲法会議幹事会／原発PT
- 17日 本部常任幹事会
- 18日 国保110番
- 19日 福島弁護団準備会
- 26日 団市民問題委員会（学習会）
- 28日 支部幹事会／支部ソフトボールくじ引き・ルール説明会
／団90周年記念事務局会議
- 29日 チーム福島／国保110番総括会議
- 30日 団震災対策会議
- 10月 3日 原発PT／団教育問題委員会／比例定数削減阻止対策会議
- 4日 支部事務局会議／団給費生問題対策会議
- 7日 団原発問題委員会

先生と職員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故の時は、払込保険料の20%が戻ります。
- NEW! ◎所定の精神障害(うつ病等)も補償の対象になります。

【保険料表】

(スタンダードプラン・A型・支払対象外期間7日・
保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

対象期間 払込方法 年齢	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25~29才	820	4,600	990	5,560
30~34才	1,000	5,640	1,250	7,030
35~39才	1,260	7,070	1,640	9,190
40~44才	1,570	8,810	2,100	11,820
45~49才	1,870	10,510	2,540	14,290
50~54才	2,170	12,210	3,000	16,880
55~59才	2,300	12,900	3,230	18,150
60~63才	2,410	13,560	3,420	19,240

◎入院による就業不能支払対象外期間0日タイプや、
支払対象外期間4日タイプもご用意しています。

◎傷害による死亡・後遺障害の補償につい
ても、所得補償保険金額の50倍または
100倍型で1億円を限度として組合せ
ることが出来ます。

◎病気で保険金を受け取っても、継続する
ことが出来ます。(通算支払1,000日まで)

◎最高89歳まで継続が可能です。
(新規のご加入は満69歳までとなります。)

◎半年払(1月・7月払込)は、月払より
更に6%以上保険料が割安です。

※上表は平成22年12月20日以降加入時(中途加入を含みます。)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問い合わせ・資料請求は下記へお願いいたします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階

TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ10-07776 (平成22年11月5日作成)